

## 第2号様式

証拠物件の合理的かつ適正な管理等について（概要）

（令和6年7月26日 鹿刑企第171号ほか）

本通達は、証拠物件の合理的かつ適正な管理等に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 証拠物件管理の基本
- 定義
- 証拠物件の管理
- 一括保管
- 封印措置
- 証拠物件の管理に関する留意事項
- 捜査上留置の必要がない証拠物件の処分の検討等
- 特異な証拠物件に関する留意事項
- 保管・管理様式について

等である。